

上越市都市計画マスタープラン策定検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条の2第1項の規定による本市の都市計画に関する基本的な方針（以下「都市計画マスタープラン」という。）の策定に際し、その内容について必要な検討を行うため、上越市都市計画マスタープラン策定検討委員会（以下「検討委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 検討委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 市全体又は地域ごとのまちづくりの基本目標及び将来都市像に関すること。
- (2) 土地利用の基本方針及び都市施設等の整備方針に関すること。
- (3) 将来都市像の実現のための施策に関すること。
- (4) その他市長が必要と認めること。

(組織)

第3条 検討委員会は、次に掲げる人のうちから市長が委嘱する16人以内の委員をもって組織する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係団体の代表者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 公募に応じた市民
- (5) その他市長が必要と認める人

(委員の任期)

第4条 検討委員会の委員の任期は、委嘱の日から市長が都市計画マスタープランを策定し、公表する日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 検討委員会に委員長及び副委員長1人を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、検討委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 検討委員会の会議は、委員長が議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第7条 検討委員会は、調査又は審議に必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は関係者に対して必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 検討委員会の庶務は、都市整備課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、検討委員会が定める。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、平成25年9月19日から実施する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、市長が都市計画マスタープランを策定し、公表したときに、その効力を失う。